

横須賀パワーステーション建設事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と当社の見解

平成13年 3 月

株式会社トーメンパワー横須賀

1. 環境影響評価方法書の公告・縦覧

(1) 環境影響評価方法書の公告・縦覧

①公告の日

平成13年1月12日（金）

②公告の方法

平成13年1月12日（金）付の次の日刊新聞紙に「お知らせ（公告）」を掲載した。

- ・朝日新聞（神奈川全県版、朝刊）
- ・毎日新聞（神奈川全県版、朝刊）
- ・読売新聞（神奈川版、朝刊）
- ・産経新聞（神奈川版、朝刊）
- ・日本経済新聞（神奈川版、朝刊）
- ・東京新聞（神奈川版、朝刊）
- ・神奈川新聞（朝刊）

③縦覧期間

平成13年1月12日（金）から1ヶ月間

④縦覧場所

ア. 縦覧場所：25ヶ所

（ア）関係市町の庁舎 24ヶ所

神奈川県環境農政部環境計画課、神奈川県横須賀三浦地区行政センター環境部、横須賀市総務部行政管理課市政情報コーナー、横須賀市追浜行政センター、横須賀市田浦行政センター、横須賀市逸見行政センター、横須賀市衣笠行政センター、横須賀市大津行政センター、横須賀市浦賀行政センター、横須賀市久里浜行政センター、横須賀市北下浦行政センター、横須賀市西行政センター、横浜市環境保全局総務部環境影響審査課、横浜市港南区役所総務部区政推進課、横浜市磯子区役所総務部区政推進課、横浜市金沢区役所総務部区政推進課、横浜市栄区役所総務部区政推進課、鎌倉市企画部環境自治体課、鎌倉市腰越支所、鎌倉市深沢支所、鎌倉市大船支所、鎌倉市玉縄支所、逗子市環境部環境管理課、葉山町福祉環境部管理課

（イ）事業者の事務所等 1ヶ所

横須賀パワーステーション建設事業予定地管理事務所

(2) 環境影響評価方法書への意見の把握

①意見書の提出期間

平成13年1月12日～平成13年2月26日までの間

（縦覧開始1ヶ月及びその後2週間）

②意見書の提出方法

当社丸の内準備事務所へ書面で提出

③意見書の提出状況

提出された意見書は、8通（意見数：21件）であった。

2. 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見書は、8通（意見数：18件）であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての上記の意見の概要と当社の見解は、次のとおりである。ここでは、意見の概要は極力原文どおり記載した。

なお、これら以外の意見として3件が提出されている。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

意見の概要	当社の見解
1-1. P11設備について（循環水量14,000m ³ /h、補給水量日最大4,000m ³ 、蒸発量：主蒸気約240t/h、低圧蒸気50t/h） ①ボイラー缶水量 ②補給水タンク容量と機器類 ③純水タンク容量と機器類 ④原水タンク容量と機器類	現在設計段階のため、①のボイラー缶水量及び②の補給水タンクの具体的な容量や機器類については検討中です。 ③の純水タンクの容量は約150m ³ 、機器類はポンプ、計測機器等、④の原水タンクの容量は約4,000m ³ 、機器類はポンプ、計測機器等として設計、検討を進めています。
1-2. P13～14（第2-6図により） ①排水関係が故障した場合の処理 ②冷却水関係横須賀市の下水処理が故障した場合のバックアップ	①については、発電所内の排水処理設備が故障し、公共下水道への放流基準を守れない場合は、プラントを停止し排水は行わない計画です。 ②については、横須賀市の下水処理施設が故障し、処理水が供給されない場合のバックアップ用設備はありません。 なお、原水タンクがありますので直ちにプラントを停止する必要はありませんが、長時間にわたり処理水が供給されず運転上支障を生ずる場合は、プラントを停止します。
1-3. P13～14一般排水ブロー 水温40℃未満と記入されているが、発電所用排水温度は高く、自然に異物発生率が高い。その場合の処理方法は。	公共下水へは排水基準まで減温し排水します。 発電所用排水の中で比較的高温となるのは復水器冷却水であり、方法書に記載した添加剤により殺菌処理するとともに、その一部を定期的にブロー排水として排出し、適切に管理します。

意見の概要	当社の見解
1-4. P68廃棄物関係 (P126~P131手法評価による具体的方法) 通常運転時及び定期点検時 ① 缶洗浄水と錆屑の処理 ② 廃油処理 (発電所は特に多いため有効活用) ③ 汚泥処理 ④ 排水処理装置 ・イオン交換樹脂類 ・凝集沈殿槽の砂等 ・その他の汚泥類 ⑤ コンクリート屑及び材料梱包類 (建設工事及び発電所運開後)	①の缶洗浄水については定期点検時のみに発生しますが、中和処理をして、公共下水道に排水する計画としています。 ①の定期点検時に発生する錆屑及び②~⑤の廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に処理することにしております。
2-3. 環境への影響とは直接関係ないが、建設される事により関係地域への還元されるものなどはあるのか。(例えば電気料金の値下げができる等)	環境の保全の見地からの意見ではありませんので見解は差し控えたいと思いますが、発電所の運転開始後には、地方税の納付等により地元への貢献ができると考えております。
3-1. 横須賀市の米軍原子力艦船の防災対策とCOP4 (プエノスアイレス) & COP5 (ドイツ ボン) 地球温暖化防止会議の地球環境保全と石油資源保全の立場から、神奈川県が相模湾荒崎沖に事業計画をしている深層海水利用計画と連動での、装置全体を地下化して、海水&淡水化水利用での揚水 (湧水) 発電における酸素&水素生産と、追浜公共下水道の汚泥利用してのガスタービン (汚泥燃焼ガス=酸素・水素ガス) 方式に装置設計を見直すこと。 [これ以降は意見が長文のため別紙として意見の原文を (氏名関連を除き) 掲載いたしました。]	本事業は、平成7年の電気事業法改正により導入された電力卸供給入札制度に基づき、平成11年度に東京電力 (株) が平成17年度から平成19年度に供給を開始する火力発電所として募集した100万kW分のうちの一部を当社が落札し、建設・運転操業を行うものです。 また本事業は低廉・安全・安定的な電力供給を目的としており、実績のある灯油を燃料とした排熱回収式コンバインドサイクル発電方式を採用しました。 従って、ご意見にありますような事業計画への変更は出来かねます。
4-1. 電力需要の堅調な伸びの予想と電気事業法の改正に伴い、火力発電所を建設、運転操業していく方向であるが、電力需要の伸びが予想される根拠は。	本事業は、平成7年の電気事業法改正により導入された電力卸供給入札制度に基づき、平成11年度に東京電力 (株) が平成17年度から平成19年度に供給を開始する火力発電所として募集した100万kW分のうちの一部を当社が落札し、建設・運転操業を行うものです。 この募集につきましては、東京電力 (株) の平成11年度経営計画における電力需要見通しに基づいて実施されたものと伺っております。

意見の概要	当社の見解
4-2. 地球温暖化に伴う二酸化炭素排出の総量規制が訴えられている中、トーマンのそれに対する考えは。	当社は、火力発電による電力卸入札制度のもとで供給するという使命を負っておりますが、今後、市民社会の一員としても、出来る限り二酸化炭素排出等の問題を含めた環境問題に十分配慮していく所存です。 現在、日本の火力発電所の熱効率の平均は約40%であります。本発電所では、約48%の熱効率を計画しており、熱効率の向上による二酸化炭素排出抑制の一助に貢献出来るものと考えております。
4-3. 環境評価項のそれぞれの項に数値等が記載されているが、その数値の持つ意味等が全くわからない。例えば、大気汚染の数値は基準を超えると人体のどこに影響がでてくると考えられるとか、具体的に説明してほしい。 又、基準内で推移するよう、建設・操業する予定であるが、その数値を超えた場合の補償等は。	方法書には環境基準、規制基準等を記載しました。 このうち環境基準は人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められているものです。 また、規制基準についてはこれら環境基準等を達成する上で、必要な規制値が定められているものです。 本事業では関連する規制基準は遵守いたします。 また、今後準備書の段階で環境基準、規制基準等との整合については、調査、予測及び評価を行います。
5-1. 複合汚染をいかに予測するか、が方法書の最大の課題である。 (1) このパワーステーションの立地は、当該地域が近未来に南関東の最大級の「静脈産業コンビナート」と予想されているところから、決定したものと考えられる。静脈産業（廃棄物処理、有害廃棄物処理、リサイクル事業等々）は多大の電力を消費しなければならず、その理由で産業廃棄物排出企業を地域にもつ海岸地帯に各種施設を集約しなければならない。それに向けての売電事業は、誰しも企図するところであろう。本事業も、こうした基本的な営業計画に基づくものと考えられる。 (2) 静脈産業の最大のデメリットは、有害化学物質の大気・水・土壌への排出を根絶できない点にある。大気温暖化物質も無視し得ない。なかでも、集中した複合コンビナートが個々別々の規制基準によって排出する複合汚染を、縦割り行政の指導下で、しかも産業廃棄物の実態報告義務が大幅に緩和された現状の法令の下で、いかに処理中の廃棄物の動態を把握し、住民の生命と健康を守りきることが可能なのかは、非常にむずかしい課題なのである。	当該地域に、ご意見のような「静脈産業コンビナート」が計画されているということは、承知しております。 本事業計画については、「環境影響評価法」及び「神奈川県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価を行うものです。 この手続き等は、対象事業ごとにその事業主体が行うこととされています。

意見の概要	当社の見解
そこに環境アセスメントの担うべき重大な役割がある。複合汚染に事後処理が不可能なことは半世紀の公害史が雄弁に物語るとおりである。どうしても事前の厳しい予測調査と正しい客観的な評価によって、生命と環境を守らなければならない。 静脈産業関連施設のアセスメントは、先ず複合汚染を、個別事業のアセスメントにどのように組み込ませるか、という工夫が、アセスの方法（スコーピング）に投げかけられている最大の問題なのである。 (3) そこで、どのようなアセスメントの方法によれば、予想される複合汚染の全体像を個別企業が予測したら良いか、その環境影響予測調査をどういう方法で行ない、さらにそれに基づく適正で客観的な予測評価を行なうことが可能かを考える。 ①この地域の静脈産業コンビナートの最大規模の開発予想——予定ではなく、立地可能な静脈産業関連施設の最大セッターを、地方自治体（県・市）側が把握する。この作業は行政能力を超えるので、複数の民間シンクタンクに委託し、それをもとに自治体が調製する。（これが未だない時は、事業者が外部委託する）。 ②これを「予想枠組」——〇〇地域に係る静脈産業関連施設の最大規模の開発予想枠組——として、当該地域に立地する事業アセスの「複合的考慮事項」とする。 ③個別事業アセスでは、自己事業に限定した調査・予測・評価だが、これに加えて、「開発予想枠組」すべての環境影響要因（汚染要因）を「複合的考慮事項」として調査・予測・評価し、これを準備書に書き加える。 ④「開発予想枠組（むろん既設施設も含む）」の中には、アセス適用規模以下のものも含まれるから、従来から問題になっていた「アセス逃れの施設」から排出される汚染物質も常に新規事業のアセスメントの中に取り込まれ、地域全体の環境影響の将来予測を知り得て、適正な審査と判断に役立つこととなる。これがないければ、県民の生活権は保障されないと断言していいだろう。 ⑤アセス審査会の審議も、知事の審査も、複合汚染と複合的環境影響を常に念頭に置いて判断を下せることとなり、ここに初めて、環境基本条例の趣旨に適ったアセス制度が出現するのである。	
5-2. 大気に関し平成13年8月稼働の隣接する灰溶融施設の排気を考慮すべきである。 (1) 当該地区の静脈産業コンビナート建設の一環として、平成13年8月より稼働するリフレックス社の灰溶融施設は、県内の一般廃棄物焼却灰の	本事業計画については、「環境影響評価法」及び「神奈川県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価を行うものです。 この手続き等は、対象事業ごとに

意見の概要	当社の見解
3分の1量を扱い、かつ産業廃棄物中間処理残灰の混焼を行なう、非常に環境負荷の大きい施設であるにもかかわらず、1期計画では処理量120トン/日で、県アセス条例適用の200トン/日に達しないため、全く環境影響予測評価を行わずに横須賀市長の許可を得て立地した。近隣には住家がなく、建設計画は人知れず進められて、今に至っている。 (2) 灰溶融施設は、ダイオキシン対策として旧厚生省が強い行政指導を行なって政策誘導して建設しているものだが、この施設の建設でダイオキシン(大気・水・土壌への排出)がなくなるという科学的証明は全く存在しない。旧厚生省がガイドライン(告示や基準でなく)で、何ら裏付けのない技術指導内容を参考資料として示しただけのものであるにもかかわらず、いわゆる補助金制度で建設を強要しているものである。ダイオキシン以外の、重金属ガスなどの漏泄の危険に至っては、何の配慮もなく、重機メーカーの技術に委せており、重機メーカーは、ノウハウとして科学的な根拠はもとより、実験実証データもいっさい公表していない。 本パワーステーション事業は、大量に電気を食う灰溶融炉をも顧客としているわけだから、大気の項目には、リフレックス社の大気汚染物質との複合汚染調査・予測を書き加えるべきである。	その事業主体が行うこととされています。
6-1. 当該事業は、灯油を燃料として年間25万キロリットルも使う計画である。石油資源は有限と考えられており、それを大量に消費する点でこの計画には反対である。また、灯油の燃焼に伴って、炭酸ガスが発生する。これは地球温暖化の原因となり、また、大気を汚染するもので、絶対に賛成できない。このように環境を悪化させない方法による、風力、波力、太陽光などを用いた発電手段を使うべきである。	本事業は、平成7年の電気事業法改正により導入された電力卸供給入札制度に基づき、平成11年度に東京電力(株)が平成17年度から平成19年度に供給を開始する火力発電所として募集した100万kW分のうちの一部を当社が落札し、建設・運転操業を行うものです。 このため、ご意見にありますような事業計画への変更は出来かねます。 現在、日本の火力発電所の熱効率の平均は約40%であります。本発電所では、約48%の熱効率を計画しており、熱効率の向上による二酸化炭素排出抑制の一助に貢献出来るものと考えております。 また、硫黄分の少ない灯油を使用することや、脱硝装置を設置すること等により大気質への影響を低減する対策を講じることにしております。

意見の概要	当社の見解
6-2. 当該事業は、地上58メートルの高さの煙突を立てる計画である。燃焼に58メートルもの長さの煙突が必要ということ自体が時代遅れの感がある。この煙突や大きな建物は、周辺の景観を損なうものであり、この計画に反対である。	煙突高さについては、煙突から排出する排ガスを拡散させ、周辺への大気質への影響を低減させるため、ある程度の高さが必要となります。景観については、今後準備書の段階で、調査、予測及び評価を行います。
7. 今世界では、地球環境の悪化が、あらゆる方面から検討されております。21世紀は地球革命をしなくてはと提言される専門家もおられます。地球革命は環境革命であり、しかも20年から30年のあいだにやり遂げなくては間に合わないと言いきっておられます。地球環境の悪化は森林の砂漠化、地下水の減少、生物の減少などに表れております。また、地球温暖化〔CO₂〕により地球のあらゆる場所で氷が溶け始めていたり、ダイオキシンの問題など環境破壊の事例は沢山あります。 世界各国の環境保全に対する取り組みの流れは、自然エネルギーによって電力を確保して行こうという考え方に移行しつつあります。わが国でも北海道、東北地方では風力発電が行われております。またソーラパネルの技術は世界に誇るものですし、全国でソーラ発電により生活しているご家族は5万世帯に達しているとの事です。 また世界でのもう一つの取り組みは、化石燃料の使用に対し課税を負荷しようという考え方です。イギリス、フランスでは既に課税の方向で名乗りをあげています。 わが国では地熱エネルギー（温泉地全国で1万2000箇所）、風力エネルギー、ソーラハウスなど、現時点で既に技術は確立されており、実行するのみと言いきる方もおられます。石炭の時代もおわり、化石燃料の時代もあと数10年と予測されております。 この時代に貴社が行う事業計画は時代の流れに反し、CO₂の排出を益々増大させようと画策するものといわざるを得ません。地球の環境破壊が叫ばれている中、安全面、環境面での改善/見直しをお願いするとともに、意見を申し上げる次第です。	本事業は、平成7年の電気事業法改正により導入された電力卸供給入札制度に基づき、平成11年度に東京電力（株）が平成17年度から平成19年度に供給を開始する火力発電所として募集した100万kW分のうちの一部を当社が落札し、建設・運転操業を行うものです。 このため、ご意見にありますような事業計画への変更は出来かねます。 現在、日本の火力発電所の熱効率の平均は約40%であります。本発電所では、約48%の熱効率を計画しており、熱効率の向上による二酸化炭素排出抑制の一助に貢献出来るものと考えております。 一方、安全面に関しては「電気事業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等関係法令に基づき工事中及び供用時の安全対策を構築します。
8-1. 評価項目の選定及び調査方法、調査時期等の調査計画とその内容 硫酸酸化物が少ない灯油を使用するとはいつても、長時間・大量に燃焼させることにより、少量でも硫酸酸化物が発生し続けることになり、近郊緑地など環境への影響は大きい。脱硫装置の設置は環境保全上必要で設置を前提とすべき。	本計画では、硫黄分が0.008%以下と少ない灯油を燃料として使用するため、排出量は「大気汚染防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準を十分下回りますので、脱硫装置の設置は計画しておりません。 なお、施設の排ガス中に含まれる

意見の概要	当社の見解
	硫黄酸化物の周辺への影響については、今後準備書の段階で調査、予測及び評価を行います。
8-2. 温暖化防止のためには、十分冷やした上で排気されなければならない。排気の温度を下げるための装置の設置または煙突の延長は必要。	地球温暖化の現象は、移動発生源や固定発生源での化石燃料の燃焼により生じる二酸化炭素やその他の温暖化ガス等のいわゆる「温室効果」によるもので、煙突からの排気ガスの温度とは直接関係ないものと考えております。
8-3. 対象事業の目的又は実施を必要とする理由 東京電力管内では、発電所建設は3～5年凍結となっている。H18年以降の電力需要も不透明で、事業を必要とする理由が不十分。	本事業は、平成7年の電気事業法改正により導入された電力卸供給入札制度に基づき、平成11年度に東京電力（株）が平成17年度から平成19年度に供給を開始する火力発電所として募集した100万kW分のうちの一部を当社が落札し、建設・運転操作を行うものです。 この募集につきましては、東京電力（株）の平成11年度経営計画における電力需要見通しに基づいて実施されたものと伺っております。
8-4. 化石燃料の枯渇や温暖化対策、NO_x規制など、総量規制の中で、大量燃焼を前提とした発電方式は、環境面でも問題あり、クリーンエネルギー発電に転換すべき。	本事業は、平成7年の電気事業法改正により導入された電力卸供給入札制度に基づき、平成11年度に東京電力（株）が平成17年度から平成19年度に供給を開始する火力発電所として募集した100万kW分のうちの一部を当社が落札し、建設・運転操作を行うものです。 このため、ご意見にありますような事業計画への変更は出来かねます。 現在、日本の火力発電所の熱効率の平均は約40%ですが、本発電所では、約48%の熱効率を計画しており、熱効率の向上による二酸化炭素排出抑制の一助に貢献出来るものと考えております。 また、硫黄分の少ない灯油を使用することや、脱硝装置を設置すること等により大気質への影響を低減する対策を講じることによりしております。

No. 2001-216-1/7

1 位置又は実施区域について

横須賀市の米軍原子力艦船の防災対策とCOP4(フリスアイズ) & COP5(ドイツ)地球温暖化防止会議の地球環境保全と石油資源保全の立場から、神奈川県が相模湾荒崎沖に事業計画をしている深層海水利用計画と連動での、装置全体を地下化して、海水&淡水化水利用での揚水(湧水)発電における酸素&水素生産と、追浜公共下水道の汚泥利用してのガスタービン(汚泥燃焼ガス=酸素・水素ガス)方式に装置設計を見直すこと。

2 規模、実施方法その他の内容の概要

灯油(JISK2203 の1号)年間約25万kl(日最大使用量約720kl)は炭酸ガスと地球温暖化防止対策と石油資源保全および、電気料金の変動に直接影響するので、敷地内海拔マイナス500mからの相模湾に神奈川県が事業計画している、深層海水の深海圧利用する揚水(湧水)発電使用しての酸素・水素&工業用水・生活飲料水の生産をしてほしい。

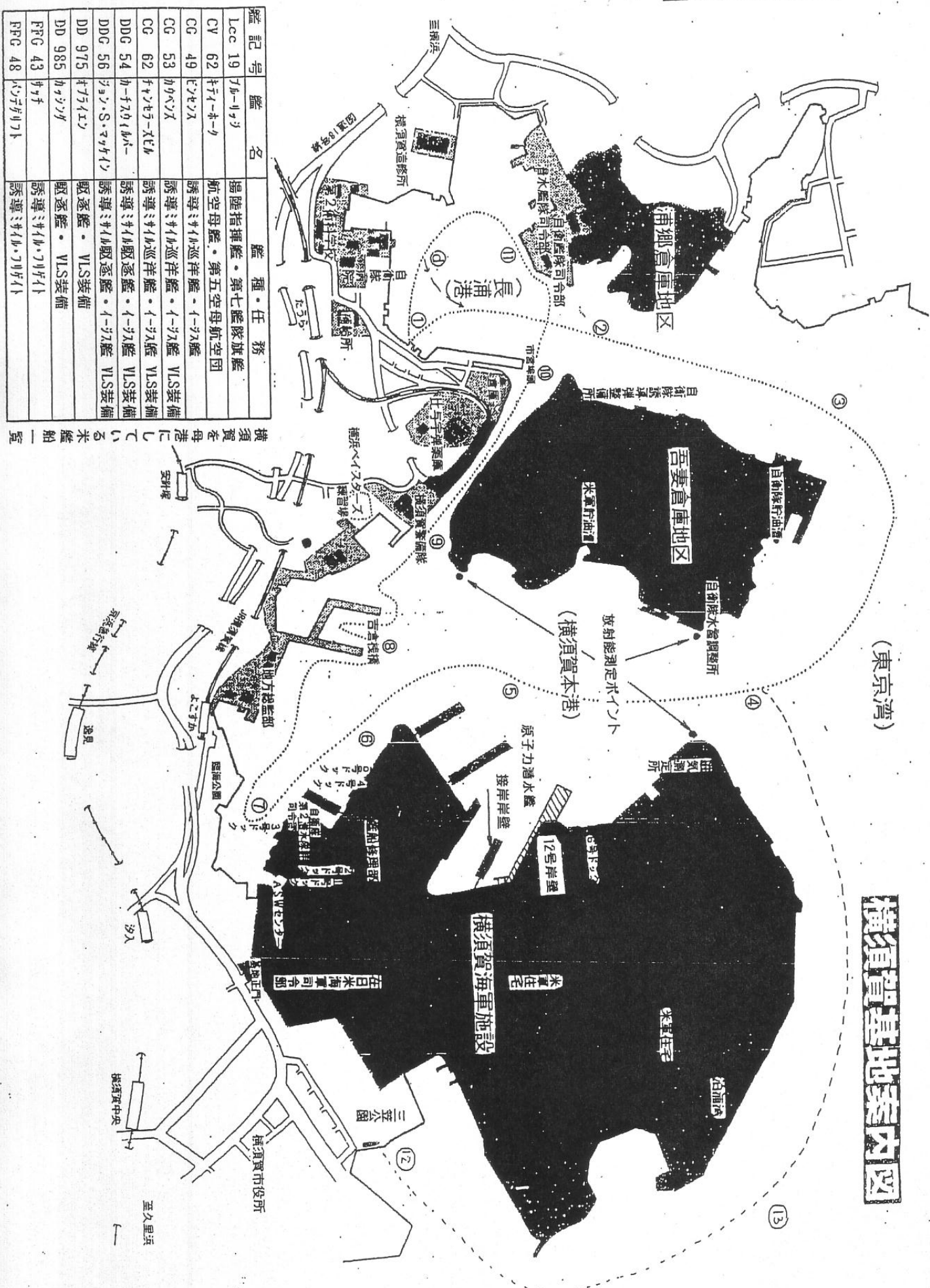
揚水(湧水)発電規模については周辺の公共施設と住宅地域および工業区域内使用電力量が生産できる設備。

海水淡水化後の濃縮海水を横須賀市追浜浄化センターの排水と混合して、海水(相模湾の深層海水濃縮成分)として周辺海域の環境を配慮すること。(P7第2-4図発電所の全体配置計画の概要の横須賀市公共下水道に排水⇄濃縮深層海水使用)

海水淡水化後の飲料水については横須賀市上水道経路にて送水すること。(P7の横須賀市上水道より受水⇄深層海水淡水化水使用送水)

別紙、横須賀基地案内図横須賀本港海底海拔マイナス500mから300m間に揚水(湧水)発電所建設と相模湾五目釣り公園への三浦半島横断地下漁船通路を併設設計。

圖內案地基地實景橫

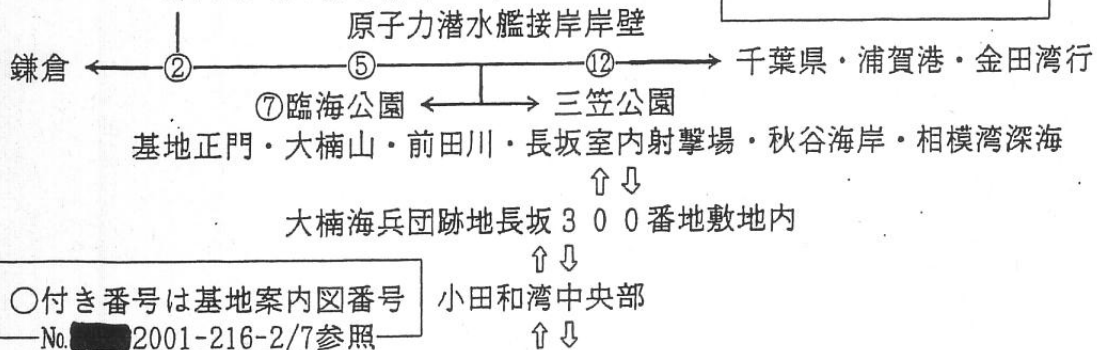


No. 2001-216-3/7

FAX: (横須賀三浦ブロックごみ処理広域化 協議会事務局) 宛2000年12月11日付け送信済、荒崎沖発電等実証研究施設を图中的浦郷倉庫地区沖②、横須賀本港⑤、三笠公園沖⑫線上の地下水路両側に建設して、P 6 第2-3図の対象事業実施区域の浚渫範囲に漁船等観光船を含めた、船舶(軍事関係船舶除く)室内出入口を建設すること。

計画地(漁船等船舶地底出入口)

— : 深層海水路。



荒崎沖五目釣り専用埠頭船舶出入口

(深層海水取水海域)

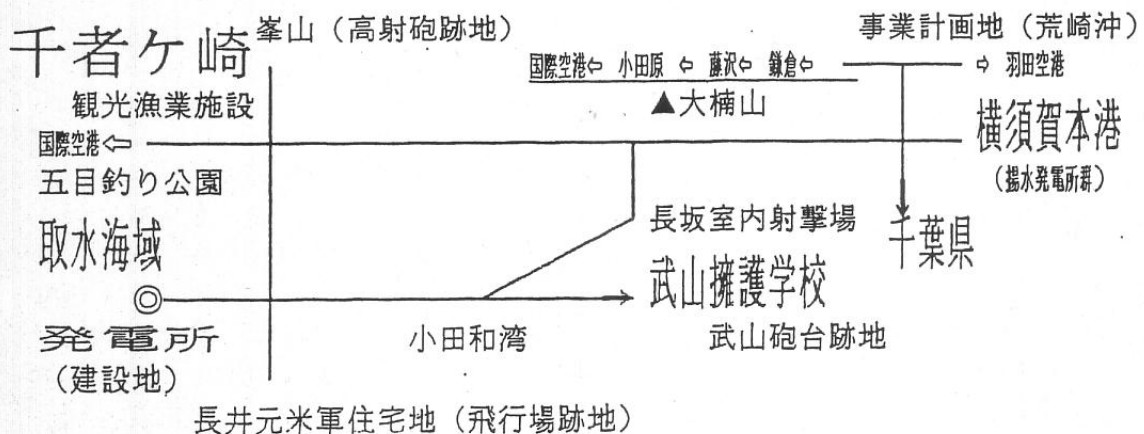
観光船室内出入口として臨海公園&三笠公園岸壁の2ヶ所を浚渫して、在日米海軍司令部入口正門前の地下にて接続後、前田川支流北武断層横断、秋谷海岸約1.2 km沖合の船舶室内出入口に浮上出来る地底観光航路を平衡して建設すること。

3 対象事業の目的又は実施を必要とする理由

横須賀本港海底地下海抜マイナス3百呎から5百呎間に揚水(湧水)発電による、自動車・船舶・航空・宇宙用燃料の酸素&水素生産施設の事業計画を関係行政官庁に申請すること、掘削岩石は峰山海岸沖合の観光漁礁および海底津波減少用資材に使用。

米軍横須賀基地周辺部の原子力防災時における工業・商業・住宅地帯への電力&工業用水&飲料用水源として安定供給ができる。

発電用燃料年間使用量約25万kl×5年分=75万kl分の使用料金を前倒して、神奈川県が事業計画をしている『深層海水取水海域』にての、実機実証発電研究施設を21世紀以降の地球環境保全型発電施設として建設されることを要請します。



横須賀本港までの深層水路概略図

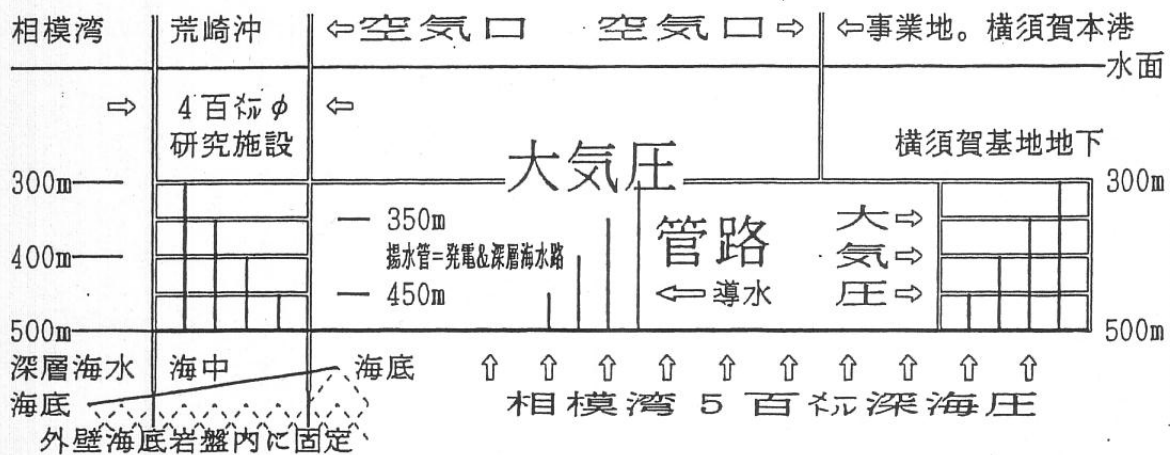
No. 2001-216-4/7

4 対象事業の目的又は実施を必要とする理由

(1) 評価項目の選定

	炭酸ガス	放射性廃棄物	無人運転	用地買収	廃止更新費用
火力発電所	有	無		有	多額
原子力発電所	無	有		有	高額
揚水（湧水）発電所	無	無	可能	無	小額

(2) 調査計画（荒崎沖水深500m～550m海域の海底揚水水力発電と横須賀本港地底の海拔マックス300m～500m間の地底揚水水力発電所）



- ①大気汚染 ②水質汚濁 ③土壌汚濁 ④騒音・低周波空気振動 ⑤振動
 ⑥地盤沈下 ⑦悪臭 ⑧廃棄物・発生土 ⑨電波障害 ⑩日照障害
 ⑪気象 ⑫水象 ⑬地象 ⑭植物・動物・生態系 ⑮文化財
 ⑯景観 ⑰レクリエーション資源 ⑱地域分断 ⑲安全

項目	横須賀本港	荒崎沖
①	なし	なし
②	地底掘削により外部に流失させない	船舶式室内作業にて外部に流失させない
③	なし	なし
④	地底内にて住民への影響なし	海中作業にて住民への影響なし
⑤	水相・空気相にて施設内減衰	水相・空気相にて施設内減衰
⑥	岩盤内につき沈下なし	海中浮体物海底岩盤固定につきなし
⑦	クリーン循環形発電につき発生しない	クリーン循環形発電につき発生しない
⑧	発電施設内掘削岩盤電気自動車 &コンベア等にて荒崎沖施設内に搬出	掘削岩盤電気自動車&コンベア等にて 横須賀本港施設内岩石保管&漁礁組立

No. 2001-216-5/7

	横須賀本港	荒崎沖
⑨	地下構造にて障害ない	地下構造にて障害ない
⑩	地底につきなし	深海中にてなし
⑪	炭酸ガスを発生させないので地球温暖化防止に貢献	
⑫	漁業補償地底にて必要なし	防衛施設庁からの漁業補償支払い済
⑬	国道357号と計画地經由12号岸壁地下經由にて国道16号基地正門經由県道27号經由前田川經由国際空港行産業兼観光地底・海中道路。	
⑭		人工島内外の生態系研究
⑮	半島形成の古代文化の発掘	相模湾の海底文化の調査
⑯	地底のために海上の影響なし	海中のために海上の影響なし
⑰		マリンスポーツ・潜水艇での海底遊覧
⑱	諸外国との日常交流が拡大する	諸外国との日常交流が拡大する
⑲	運転中の放射性廃棄物ゼロ 更新時の放射性廃棄物ゼロ 補修点検時の放射線対策ゼロ	運転中の放射性廃棄物ゼロ 更新時の放射性廃棄物ゼロ 補修点検時の放射線対策ゼロ

5 環境の特性に基づき配慮しようとする内容

- (1) 原子力艦船事故に対する防災対策での、米軍横須賀基地周辺部の市民生活 & 民間企業経済活動にて、災害時に即応でき、原子力災害から発電・淡水化施設の安全が確保できる。
- (2) 米軍への日本政府の思いやり予算と外務省の機密予算を横須賀本港地底の揚水（湧水）発電 & 深層海水淡水化装置購入建設資金に回せば日本中の人口密集地に多数建設、自衛隊員の再就職現場確保可能である。日本国政府に思いやり予算と外務省の機密費を横須賀本港地底の発電所建設費に回すように要請して下さい。
- (3) 揚水発電電力量は横須賀を母港としている原子力艦船総計出力量設備。
- (4) 海中農漁業施設内の自然光は海上から導光する。
- (5) 地球環境と宇宙空間の平和利用に基づく国際宇宙70%外計画の推進に関連した産業インフラの国内自給率の向上（資料：別紙神奈川県環境アセス佐島の丘開発事業見解書P127添付／No. 2001-216-6/7）と地域経済の再生に尽力してほしい。
- (6) 相模湾国際港湾空港經由小笠原諸島經由南極大陸行国際マリニリア海中鉄道建設に基づく、伊豆諸島および通過外国諸島海域の中継鉄道駅間に海中農漁業施設を建設して、難民救済用食料生産施設を建設してほしい。
- (7) 国際マリニリア海中鉄道建設に基づく半島文化保全における一次産業振興遂行と離島および、諸外国との交流推進にて砲艦外交を廃絶、荒崎沖海中発電と海中農漁業施設を生産して海外（難民救済用海上食料生産船舶他）輸出用船舶の生

No. 2001-216-6/7

意見書の 番号	意 見 書
6 続き	●日本国有鉄道建設時に駅構内及び線路内に取り込まれた、市町村の道路敷を無料にて提供した敷地面積を都道府県別に公表してほしい。 ・横須賀市内の衣笠から御幸浜間の現県道26号線内の道路敷には長坂射撃場入口道路敷と同じ問題（国がタダで土地取り上げ戦後交換登記等返還していない）があるのではないのか。 ●大楠海兵団の三浦郡大楠町の海浜地を国がタダにて取り上げ転売用地（横須賀市西終末処理場建設用地敷地）問題が、国鉄解体、民間（JR）に敷地転売した時に、国がタダにて取り上げた市町村所有敷地を転売しているのではないのか？・・・調査して日本国政府は回答すること。 ●国鉄民営化時に偽装倒産させ、労働者を不当労働行為にて、救済命令・判決が出されても、1047名を職場復帰をさせないで、神奈川県では労働者を解雇（駐留米軍不法占領時期の三鷹・松川事件デッチ上げ、労働者への冤罪事件と類似・・・労働者の無罪は確定している）する目的で、傷害事件を国鉄がデッチ上げ、裁判にて無罪が確定しても職場復帰さえ、させない政治問題、国が労働者を不当解雇しても罰せられないのを民間大企業が悪用して、企業の分社化での労働者のリストラ首切り合理化を公然と実行し、地方自治体の経済活動に支障をきたしている。県と横須賀市は企業のリストラ合理化での分社化を止めるよう行政指導すること。 ●企業のリストラ合理化での失業者の増大に伴う、購買力の低下等々、佐島の丘開発事業者と開発許可行政は宅地開発は中止して、鉄道事業者として三浦半島縦断地下鉄建設と相模湾の電源開発と港湾空港建設に伴う三浦半島の旧軍事施設周辺部の再開発と新観光資源開発による、戦前戦後の翼賛政治家集団が未解決にしてきた大楠海兵団跡地等の土地所有権問題と21世紀へのクリーンエネルギー生産を、原子力発電に頼らない、地球環境保全型循環再生産と埋蔵石油石炭の長期安定使用環境社会をつくるように尽力してほしい。 ●横須賀市芦名産業廃棄物最終処分場の建設は白紙撤回すること。 (3)別紙、No. 9916-10 の横須賀市役所宛文書番号について ●45枚の日付け目録をNo. 9916-54・55・56として添付します。

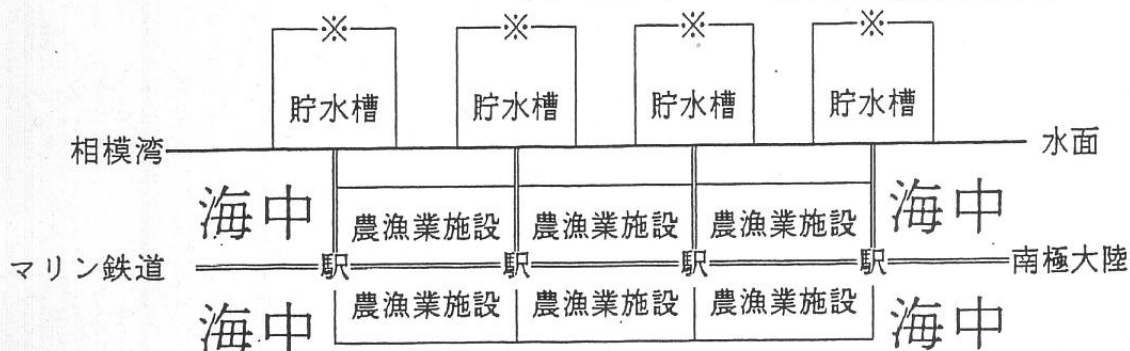
No. 2001-216-7/7

産を推進する对外援助を外務省（ユニセフ協会）に要請してほしい。

国際マリニニア海中鉄道中継海底駅を兼用できるように設計して对外援助先と協議してほしい。

概略図

※：屋上自然環境創世



光源は海上の自然光と海中揚水（湧水）発電電力使用

- (8) 小笠原諸島までの室内漁礁用岩石は横須賀米軍地下掘削岩石、三浦半島、房総半島、伊豆半島の岩石使用。
- (9) 相模湾国際港湾空港から南極大陸までの、国際マリニニア鉄道建設での、海中構造物建設において、海面上昇を防止するために、上図の海面上に海水&淡水貯蔵施設を設置して、貯蔵施設屋上は自然環境を創世させる。
- (10) 南極大陸近海においては人工氷河造成での海水面上昇防止。
- (11) 国際マリニニア鉄道通過諸国海域のハイテク農漁業施設と観光資源を共同開発しての民間交流促進&交易促進。
- (12) 地球自然環境保全と科学技術の住民生活向上活用に貢献できる。
- (13) 他国の領有権と先住民の権利尊重。
- (14) 三浦半島縦断地下鉄、国際マリニニア鉄道、都市計画道路等の掘削土は荒崎沖合の発電所用地室内にて、小笠原諸島間の農漁業用基盤に製品化加工生産施設。
- (15) 日本領海内の海底希少鉱物資源の有効利用。
- (16) 半島地底掘削での産業資源調査と地震波減衰対策。
- (17) 塵肺、放射線等の労働・地震災害防止での安全対策拡充による雇用拡大。

6 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容

- (1) 日本国憲法第九条に基づく軍事施設の平和利用と地方自治権・主権者在民。
- (2) 軍転法第八条に基づく大楠海兵団周辺海域の再開発。
- (3) 非核三原則の国是に基づく核兵器の完全廃絶国会決議。
- (4) 日米安全保障条約第十条に基づく条約廃棄後の対等平等の日米平和友好・核兵器完全廃絶条約の締結。
- (5) 国家賠償法に基づく、戦争被害者（治安維持法犠牲者&レトリバ被害者）救済と米軍不法専有地内の真正相続人名義人土地所有者の持ち株会社化（横須賀本港地底の揚水発電所&淡水化施設の所有権持ち分）にての利益補償。
- (6) 自衛隊法廃止に伴う関係人員の平和産業再就職先、行政責任にて百森補償。

別紙、横須賀基地案内図・・・・・・ No. 2001-216-2/7

神奈川県環境アセス佐島の丘開発事業見解書P 1 2 7・・・・ No. 2001-216-6/7

以上、7枚提出します。